

「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載決定について

6月19日（日曜日）～6月29日（水曜日）の日程（現地日程）で、パリ（フランス共和国）のユネスコ本部で開催されている「第35回世界遺産委員会」において、我が国から世界自然遺産として推薦していた「小笠原諸島」の審査が行われ、世界遺産一覧表へ記載することが決定しましたのでお知らせいたします。
外務省、環境省、文化庁、東京都、小笠原村においても、同時発表しています。

1. 「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載決定

6月19日（日曜日）～6月29日（水曜日）の日程（現地日程）で、パリ（フランス共和国）のユネスコ本部において開催されている「第35回世界遺産委員会」において、我が国が世界自然遺産として推薦していた「小笠原諸島」の審査が行われ、

現地時間 6月24日（金曜日） 15:50

（日本時間 6月24日（金曜日） 22:50）

に、世界遺産一覧表へ記載することが決定しました。

なお、世界遺産一覧表への正式な記載は、第35回世界遺産委員会最終日の6月29日（水曜日）となる見込みです。

2. 決議の概要

審査の結果、採択された決議の概要は、以下のとおりです。

(1) 記載の可否と記載基準への適合

「小笠原諸島」については、以下の自然遺産の記載基準に合致するものとして世界遺産一覧表に記載する。

登録基準	評価の内容
ix 生態系	<p>資産の生態系は様々な進化の過程を反映しており、それは東南アジアおよび北東アジア起源の植物種の豊かな組み合わせによって現されている。また、そのような進化の過程の結果、固有種率が極めて高い分類群がある。植物相では、活発な進行中の種分化の重要な中心地となっている。</p> <p>小笠原諸島は、陸産貝類の進化および植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供している。小笠原群島の島の間、時には島の中における細やかな適応放散の数々の事例は、種分化および生態学的多様化の研究、理解の中核となっている。この特徴はさらに、陸産貝類などにおける絶滅率の低さにより、強化されている。</p> <p>小笠原諸島においては、固有性の密度の高さと適応放散の証拠の多いことの組み合わせが、他の進化過程を示す資産よりも際だっている。小面積であることを考慮すると、小笠原諸島は陸産貝類と維管束植物において並外れた高いレベルの固有性を示している。</p>

(2) 保全管理の評価

当該国の大規模、かつ増大している保全のための投資を称賛する。それは推薦、地域住民参画のレベルの高さ、複数機関が協力していること、推薦過程において海洋地域の増大を決定したこと、などに明白に現れている。

(3) 我が国への要請事項

・ 要請事項

- a) 侵略的外来種対策を継続すること。
- b) 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。

・ 奨励事項

- a) 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。
- b) 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究およびモニタリング計画を策定、実施すること。
- c) 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。特に、小笠原エコツーリズム協議会を強化するために、科学委員会をそのメンバーに加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。
- d) 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。

3. その他

本件に関して、農林水産大臣談話を発表しています。(添付資料を参照)

「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載決定について

農林水産大臣談話

平成23年6月24日

パリで開催されている第35回世界遺産委員会において、我が国が推薦していた「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載が決定されたことについて、大変うれしく思います。

「小笠原諸島」は、大陸と一度も陸続きになっただけでなく、世界的に貴重な固有種が数多く生息・生育しています。遺産区域の陸域の約8割が国有林であり、農林水産省では、「森林生態系保護地域」[※]に設定し、関係機関や地元の方々と連携して、アカギ等の外来種駆除や、観光等の利用に当たってのルールを導入などの保全管理を行ってまいりました。

「小笠原諸島」は、「屋久島」、「白神山地」及び「知床」に続き、我が国で4箇所目の世界自然遺産となりましたが、いずれもそのほとんどが国有林であり、人類共通の財産である世界遺産を後世に健全な状態で引き継いでいくため、今後とも適切な保全管理に努めてまいります。

※ 森林生態系保護地域

国有林野事業では、貴重な動植物の保護や学術研究等を目的とする先駆的な自然環境の保全制度として、大正4年に保護林制度を設けており、平成元年には、「森林生態系保護地域」を新設するなど制度の再編・拡充を図りました。

「森林生態系保護地域」は、原始的な森林生態系が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としており、現在、全国に29カ所、約50万haを設定しています。

世界自然遺産「小笠原諸島」の概要

1. 遺産名：

小笠原諸島

2. 所在地：

東京都小笠原村

○遺産区域

むこ

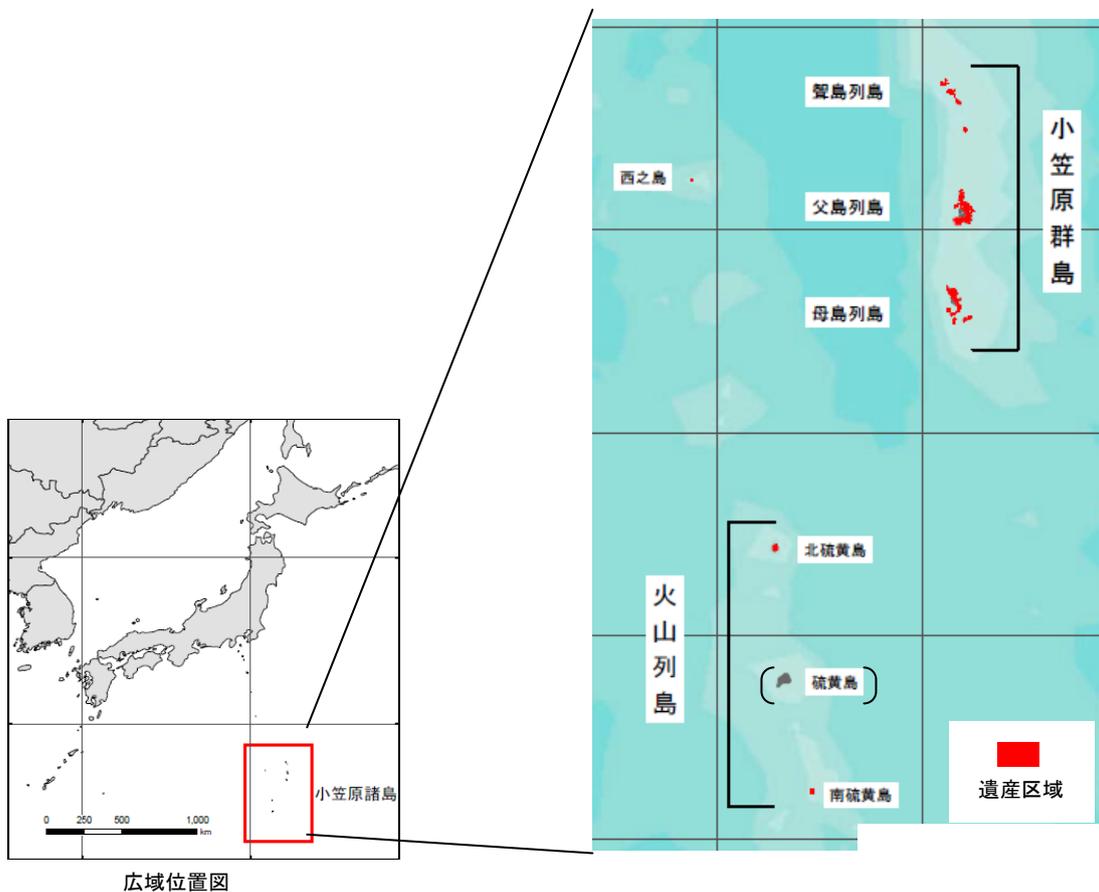
- ・ 聳島列島、父島列島（父島を除く）、母島列島（母島を除く）の全島
- ・ 西之島、北硫黄島、南硫黄島の全島
- ・ 父島及び母島の一部
- ・ 父島及び母島周辺の一部の海域

○面積

陸域	約 6,360 ha
海域	約 1,580 ha
計	約 7,940 ha

3. 保全管理：

- 国立公園、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物などの保護区制度等により適切に保護する。
- 管理計画に基づき、関係機関が連携し、外来種対策をはじめとする保全管理を実施する。



広域位置図

世界自然遺産「小笠原諸島」における林野庁の取組

1. 小笠原諸島の森林

○小笠原諸島は、東京の南方約1,000 kmの太平洋上に散在する大小30余りの小島群で、過去に大陸と一度も陸続きになったことがない海洋島である。小笠原諸島の森林では、父島・兄島の乾性低木林や、母島の湿性高木林に代表される世界的に貴重な固有の樹種で構成される森林生態系が成立している。



母島・石門の湿性高木林

2. 保護担保措置の充実—新たな森林生態系保護地域の設定

○小笠原諸島の森林面積の8割以上を占める国有林には、世界的に貴重な動植物が数多く生息・生育している。

○このような特異な自然を後世に残すため、林野庁は、平成19年4月に、小笠原諸島の国有林の8割に森林生態系保護地域*を設定した。

*森林生態系保護地域（国有林の保護林制度）

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に設定。



兄島の乾性低木林

3. 希少種保護の取組

○林野庁は、小笠原諸島の国有林野内に生息している国内希少野生動物種（アカガシラカラスバト、メグロ、ムニンツツジ、オガサワラオオコウモリ等）の保護・増殖を図るため、生息・生育状況等の調査、生息・生育環境の維持のための巡視等を実施している。

◇アカガシラカラスバトのサンクチュアリ

- ・父島東平の国有林に設定
- ・固有種の生育に支障となるアカギの伐採、遊歩道の整備、案内標識整備等



アカガシラカラスバトサンクチュアリ



アカガシラカラスバト（絶滅危惧ⅠA類）

4. 固有の森林生態系の修復に向けた取組

○林野庁においては、固有種等の希少な動植物の生息・生育環境に悪影響を与えているアカギやモクマオウ、リュウキュウマツなどについて、駆除対策を実施している。



アカギの巻き枯らしによる駆除



アカギの薬剤注入による駆除